

協議会会議記録

会議 名 称	令和6年度 第2回 上里町地域公共交通活性化協議会
日 時	令和6年8月6日（火）午後1時30分～午後3時00分
開催 場所	上里町役場 4階 大会議室
会長	○島田邦弘 上里町副町長 ○竹内広幸 上里町区長会会長
出席 委員	○田沼健一 朝日自動車株式会社 運輸部長 ○鈴木貴大 株式会社協同バス 代表取締役社長（代理出席：鈴木秀忠） ○金子英俊 庄和観光バス株式会社 代表取締役 ○藤田貢 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長 ○神宮つぐよ 本庄地区タクシー協議会 会長 ○松本一也 協同バス労働組合 執行委員長 ○丸山真司 上里町老人クラブ会連合会 会長 ○坂井貴夫 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 ○栗原龍一 埼玉県本庄県土整備事務所道路部 部長 ○根岸利夫 上里町道路整備課 課長 ○萩原正幸 本庄警察署交通課 課長 ○今井理雄 駒澤大学応用地理研究所 専門研究員 ○近藤隆俊 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー（代理出席：青木和彦） ○及川慶一 上里町町民福祉課 課長 ○山中一朗 上里町まちづくり推進課 課長 ○山田隆 上里町高齢者いきいき課 課長
	※敬称略・順不同
欠席者	○関根肇 一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事 ○島根淳 埼玉県企画財政部交通政策課 主査
傍聴者	3名

会議資料	1. 開 会		
	2. 委 嘴		
	3. あ い さ つ		
	4. 議 事		
	(1) 協議事項		
	協議事項 1 上里町地域公共交通計画の骨子（案）		資料 1・2
	協議事項 2 上里町コミュニティバス運行計画（案）		資料 3
	協議事項 3 上里町デマンド交通運行計画（案）		資料 4
	(2) その他		
	5. 閉 会		
配 布 資 料	○資料 1：地域公共交通計画の骨子（案） 現状及び課題について		
	○資料 2：地域公共交通計画の骨子（案） 基本方針、目標及び施策概要について		
	○資料 3：上里町コミュニティバス運行計画（案）		
	○資料 4：上里町デマンド交通運行計画（案）		

発言者	発言内容等
事務局	資料確認 1. 開 会
会長	2. 委 嘴
会長	3. あ い さ つ
議長	4. 議 事 議事に入る。初めに、協議事項 1 「上里町地域公共交通計画の骨子（案）」について事務局より説明を求める。
事務局	資料 1 「地域公共交通計画の骨子（案） 現状及び課題について」及び資料 2 「地域公共交通計画の骨子（案） 基本方針、目標及び施策概要について」を用いて説明。
議長	この件について、委員より質問を受け付ける。
委員	アンケート結果等の住民意見が反映された計画となっている。拾った意見をさらに深掘りして、課題として積み上げていくと良いのではないか。例えば、町内から

外へのアクセスがないとのことだが、神保原駅をうまく利用できていないのか、新たな交通手段を求めているのかを分析することや、上里町は転入者が多いことから、転入してくる理由に着目した公共交通の必要性等を分析する必要があるのではないか。また、神保原駅の利用は、通勤・通学が92%であり買い物などは6%ほどである。これらの利用のされ方は異なるため、どちらに対応していくかが重要である。

先程の説明で、利用されているバス停留所に偏りがあるとあったが、利用されている場所があるということは何かしら魅力などがあると想定される。その魅力を検証することで、利用促進を図っていくこともできるのではないか。

事務局 町外へのアクセスに関しては、鉄道を利用して町外へアクセスする方法を中心に検討している。町外といつても東京へ向かうことや隣の本庄市へ行くことも含めて様々な需要があるため、両方の需要に対応するものとして鉄道へのアクセスを確保することとしている。また、町内の限られた資源・財政の中で実現できる手法という点でも、町外への移動は鉄道を活用することが良いと考えている。

転入超過にある状況に関しては、町の魅力の一つであり、町としても定住促進の計画や施策は検討している。それらの計画ともリンクしていく必要があり、新たに導入予定であるデマンド交通に関しては、高齢者に限らず転入してきた運転免許証を持たない方でも利用できるよう、利用制限はかけないこととしている。

委 員 65歳以上で転入増加となっていることは稀な事例と思うが、その要因はどのように捉えているのか。

事務局 町内に特別養護老人ホームが4か所あることや、高齢者になってから地方の暮らしのために引っ越してくること等が想定される。

委 員 福祉施設ならば、公共交通の利用としては関連がない可能性がある。一方で、上里町の高齢化率は27.4%であり、他の自治体と比較して低い値である。この点は本町の強みと捉えることができる。高齢者に重点を置いた交通施策とすることも良いと思うが、若い世代をうまく取り込んで利用促進を行っていくことも重要である。

議 長 それでは、協議事項1「上里町地域公共交通計画の骨子（案）」承認者の挙手を求める。

（挙手）

議 長 委員全員の挙手により、協議事項1「上里町地域公共交通計画の骨子（案）」は原案のとおり承認された。

議長	次に、協議事項2「上里町コミュニティバス運行計画（案）」について事務局より説明を求める。
事務局	資料3「上里町コミュニティバス運行計画（案）」を用いて説明。
議長	この件について、委員より質問を受け付ける。
委員	電気バスの導入とあるが、1日200km以上運行する必要がある。途中で充電等するものか。充電は持つか。
事務局	2台のバスで動くため、問題ないと想定している。
議長	それでは、協議事項2「上里町コミュニティバス運行計画（案）」について承認者の挙手を求める。
	（挙手）
議長	委員全員の挙手により、協議事項2「上里町コミュニティバス運行計画（案）」は原案のとおり承認された。
議長	次に、協議事項3「上里町デマンド交通運行計画（案）」について事務局より説明を求める。
事務局	資料4「上里町デマンド交通運行計画（案）」を用いて説明。
議長	この件について、委員より質問を受け付ける。
委員	利用できるエリアや停留所等に関して、住民の方には分かりづらいと思われる。住民の方に分かりやすい説明が必要である。
事務局	新たに導入する交通手段であり、馴染みのないものとなるため、入念な説明をしていく予定である。予約やアプリの利用方法について、令和7年3月頃に各地域で説明会を予定している。
委員	病院は共通停留所にならないのか。
事務局	共通停留所は利用者アンケートを基に設定しており、最も利用の多い商業施設を主に共通停留所としている。ただし、現時点の選定結果は暫定的なものであるため、今後の利用状況に応じて利用の多い箇所は共通停留所とすることも検討する。

委 員	デマンド交通の停留所は、路線バスの停留所と同じ位置に設置することはあるのか。道交法の関係から近すぎると設置できない可能性がある。
事務局	現時点では同じ位置は検討していない。ただ、デマンド停留所の選定作業中のため、今後は出てくる可能性がある。
委 員	デマンド交通の運行時間が18時までであるが、病院の受付は18時までの場所が多い。その点は問題ないのか。
事務局	現状の「こむぎっち号」の利用状況より、夕方の利用は少ないため18時までとしている。運行時間は今後の利用状況に応じて見直していくことを考えている。 また、現在の運行時間は運転手1人で運行できる時間を設定しており、運行経費等も考慮して設定している。
委 員	デマンド交通は、令和7年4月より本格運行と実証運行のどちらで運行する予定か。また、選定したデマンド交通の運行事業者がこれまでに乗合事業をやっていない場合、申請に時間がかかることがある。4月の運行に間に合わない場合、道路運送法21条により実証運行とすることは可能である。
事務局	デマンド交通の運行事業者は、現在プロポーザルにより選定を進めており、9月上旬には決定する予定である。選定の際には、運行までに乗合事業の許可取得が可能な業者を選定することとしている。 また、道路運送法21条による実証運行について検討はしたもの、フィーダー系統ではなくなり補助の対象から外れてしまうため、本格運行で開始する予定である。
委 員	デマンド交通を利用する方は、すぐに利用したい方が多いと想定される。その場合、対象者を限定したほうが利用しやすいと想定されるがいかがか。
事務局	年齢制限を設けている自治体があることは把握しているが、デマンド交通を導入している近隣の自治体に確認したところ若い方でもデマンド交通の利用はあり、全員が利用できる状況にしておく必要がある。また、速達性を求めるのであればタクシーを利用してもらうことで、交通手段の役割分担をしていく必要があると考えている。
委 員	公共交通を考える際には、町の負担についても考える必要がある。デマンド交通は乗車料金が300円であるが、おそらく黒字は難しいと考えると、町の負担は現状より上がることも想定される。持続可能性という点も検討していく必要がある。

議長	それでは、協議事項3「上里町デマンド交通運行計画（案）」について承認者の拳手を求める。
	（拳手）
議長	委員全員の拳手により、協議事項3「上里町デマンド交通運行計画（案）」は原案のとおり承認された。
議長	事務局より、その他に関して説明を求める。
事務局	次回協議会は10月の上旬を予定する。現時点では、10月7日又は10月9日を予定している。
議長	他の委員から何か報告等はあるか。
一同	特になし。
議長	これで、協議事項はすべて終了とする。
事務局	5. 閉会

以上